合

計

記入年月日 の実績評価) 令和 2年度 事務事業評価表 ( 令和元年度 月 事業区分 事務事業名 法令審查事務 新規/継続 継続 事務事業№. 060302000719 政策体系上の位置付け 単独/補助 単独 020101 所属課 0603 時代に合った自治体運営 総合計画の施策名 総務課 06 みんなで築く自治のまちづくり 課長名 03 時代に合った自治体運営 総務グループ 施策名 グルー 02 ②適切で効果的な事務事業の推進 系 手段名 担当者名 財務会計上の位置付け 丵 誀 事業 一般会計 単年度繰返し 年度~) 予算科目 01 02 01 03 01 00 文書事業 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入 桜川市文書管理規程 法令根拠 桜川市公文例規程 桜川市公告式条例 事務事業の現状把握(その1)  $(D_0)$ (1) 事務事業の概要 ①事務事業の概要(事務事業の全体像) ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 ① 担当課で検討した令達文書原案に対し、桜川市公文例規程、桜川市 【事務事業の内容】 ・ 市で制定改廃をする令達文書について、担当課からの協議に応じ、当該文書の法令等との整合性、用字用語等について審査を行い、法規に整合し、誤解を 文書管理規程その他参考図書等を用いて整合性等の審査を行い、必要に 応じ修正等を行う。 招くことない令達文書になるよう審査を行う。 担当課による制定改廃の決裁後は、桜川市公告式条例の規定により 公布を行う(市長)。 段 指標値の推移 (2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、 30年度 01年度 02年度 03年度 ○4年度 ①手段 (担当者の活動内容) (活動量を表す指標) 単位 4)活動指標 (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 40.00 条例件数 件 4400 31.00 40.00 40.00 担当課で検討した令達文書原案に対し、桜 規則件数 件 49.00 42.00 45.00 45.00 45.00 川市公文例規程、桜川市文書管理規程その 他参考図書等を用いて整合性等の審査を行 要綱等件数 件 65.00 70.00 70.00 8100 70.00 い、必要に応じ修正等を行う。 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 30年度 02年度 03年度 04年度 ○1年度 (誰、何を対象にしているのか) 単位 ②対象 ⑤対象指標 (対象の大きさを表す指標) (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) 制定改廃例規の総件数 件 174.00 138.00 155.00 155.00 155.00 制定・改廃する例規文書 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.000.000.000.000.0030年度 01年度 ∩2年度 03年度 04年度 (この事業によって対象をどう変え (対象における意図の達成度 ③意図 ⑥成果指標 単位 るのか) を表す指標) (実績) (実績) (計画) (目標) (目標) % 100.00 総数に対し審査した例規文書の割合 10000 100.00 100.00 100.00 法規に整合し、市民に誤解を招くことのな い、わかりやすい例規文書となるよう審査 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 する。 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 30年度 01年度 02年度 期間限定 投入量(事業費)の推移 (3)(実績) (計画) 総投入量 国庫支出金 千円 O  $\cap$  $\cap$  $\cap$ 県支出金 千円 0  $\cap$ 事 源 地方債 千円  $\cap$  $\cap$  $\cap$ O 投 使用料・手数料 千円 O 0 0 訳 その他 千円 0 O 0 O 宇宙 -般財源  $\cap$  $\cap$ 0 0 事業費計(A) 千円 O O 0  $\overline{\phantom{a}}$ 3.00人 3.00人 正規職員従事人数 3,00人 量 01年度事業費 実績(千円) 02年度事業費 予算(千円) 費

0

合

計

の内訳

市双市世月	<b>计</b>	市双市光机	60000000740		
事務事業名	法令審査事務      開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたの	事務事業No.	60302000719 いは5年前と比べてど	所属課 う変わったのか?	総務課
公平、公正な行政運営のため適正な例規文書の制定等が必要なため。 地方分権一括法の施行により、自治体の裁量による経営範囲が増えている。					
(5) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか? 特になし					
【See】 2. 評価の部	『 *原則は事前評価。				
評価項目 ① 政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?)					
現におびついている状	市の制定改廃する令達文書の審査をすること			2	
維 ② 公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?)(法定受託事業はその名称) 持					
選当である 法規に整合し、誤解を招くことない令達文書を作成することは、市の責務である。  ③ 成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?)					
向上余地がない 担当課で検討した令達文書原案に対し、適正に整合性等の審査をするので成果向上の余地はない。					
④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?)					
有  効  影響有 法定事務のため廃止できない。					
⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性がありますか?(市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) (他に手段がある場合) (他に手段がある場合) (他に手段がある場合) (他に手段がある場合) (地に手段がある場合) (地に手段がある手段がある場合) (地に手段がある場合) (地に手段がある場合) (地に手段がある場合) (地に手段がある) (地に手段を) (地に手格を) (地に手段を) (地に手段を) (地に手格を) (地に手段を) (地に手格を) (地					
余地がない。他に手段がない。					
⑥事業費・人件費の削除余地(成果を下げずに事業費を削除できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?)					
率性 削減余地がない 人件費のみで事業費はない。また、業務時間はほとんど削減できない。正規以外の職員を雇うまでもなく委託するまでもない。					
公 ② 受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?)					
「					
	しての評価結果 (2)	全体総括(振り返り			
①目的妥当性 ■ ②有効性 ■ ③効率性 ■ 公平性 ■	適切 □ 見直し余地あり 適切 □ 見直し余地あり 適切 □ 見直し余地あり 適切 □ 見直し余地あり 適切 □ 見直し余地あり	度の審査法令は条例	31件、規則42件、訓	令30件、告示35	件。
(3) 今後の事業の方向				(4)改革•	改善による期待成果
□終了  ■ 紀		答可 <i>)</i> D再設定 □ 卦の改善 □			・休止の場合は記入不要)
	木止 → ■ 現状維持	さができる □		向	削減 維持 増加
(5) 改革, 改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策 上 成 維 果 持					
[ ]					
(6)事務事業優先度評価結果 成果優先度評価結果					
【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項 (1) 課長評価 (2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)					
<b>津長確認後の評価</b>					
A:継続	(現状維持) C:終了、廃止、休止 (では (では) (では) C:終了、廃止、休止 (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では) (では)	忍欄			